

	146	303,800	335,400					
	147	304,100	335,800					
	148	304,500	336,200					
	149	304,700	336,500					
	150	304,900	336,900					
	151	305,200	337,300					
	152	305,500	337,700					
	153	305,900	338,000					
	154	306,100						
	155	306,300						
	156	306,600						
	157	306,900						
	158	307,200						
	159	307,500						
	160	307,800						
	161	308,200						
	162	308,500						
	163	308,800						
	164	309,100						
	165	309,500						
	166	309,800						
	167	310,200						
	168	310,500						
	169	310,900						
再任用職員		235,000	255,400	262,600	272,900	289,300	326,500	371,100

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項及び次条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員（同条において「行政職9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第11条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員（次条第3項第4号及び第6号において「行政職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（次項及び同条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第11条第4項中「次条第3項第3号」を「次条第3項第7号」に改める。

第12条第1項中「がある場合又は職員に次」を「（行政職9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次」に改め、

「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「場合」の次に「（行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「至った場合」の次に「及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「に扶養親族」の次に「（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を、「なった日」の次に「、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となった日」を加え、「前項」を「同項」に改め、「死亡した日」の次に「、行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となった日」を、「の扶養親族」の次に「（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第12条第3項第2号中「の扶養親族」の次に「（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、同項中第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政職9級職員等が行政職9級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等及び行政職9級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職9級職員等以外のものが行政職9級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員等及び行政職9級職員等以外のものが行政職8級職員等となった場合

第22条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附則第12項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の1.65」を「100分の1.575」に、「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び次条において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後給与条例第22条第2項及び附則第12項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年条例第64号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条改正後給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この条において「第2条改正後給与条例」という。）第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員（次条第3項第4号及び第6号において「行政職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（次項及び同条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（同条第1項第3号及び第4号並びに第3項において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合

を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中
 「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至っ
 第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当す
 初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族
 職 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、
 る場合を除く。）」

た者がある場合（扶養親族たる子又は前条
 る扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最
 としての要件を欠くに至った場合及び行政
 父母等としての要件を欠くに至った者があ
 とあるのは
 「(2) 扶養親族としての要件を
 第 2 項第 3 号若しくは第 5
 初の 3 月 31 日の経過により、
 く。）」
 (3) 扶養親族たる子又は扶養
 た場合（前号に該当する場
 (4) 扶養親族たる子又は扶養
 場合（第 1 号に該当する場

欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条
 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最
 扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除
 と、同条第 2 項中「扶養親族
 親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となっ
 合を除く。）」

親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った
 合を除く。）」

（行政職 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」
 と、「なった日、行政職 9 級職員等から行政職 9 級職員等以外の職員となった職員に扶
 養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定
 による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級職員等以外の職員となった
 日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあ
 るのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職 9 級
 職員等以外の職員から行政職 9 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等
 同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同
 項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級職員等となった日」と
 あるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、
 第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けて
 いる職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、
 これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」と
 あるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規
 定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有する
 に至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親

- 族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。) 、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員(次条第3項第4号及び第6号において「行政職8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、「次項及び同条」とあるのは「次項並びに次条第1項第2号及び第3項第7号」と、同条第1項中「扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。
- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給

与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条第3項第4号及び第6号において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「次条第3項第4号」とあるのは「同条第3項第4号」と、「行政職8級職員等」とあるのは「行政職8级以上職員等」と、「次項及び同条」とあるのは「次項並びに同条第1項第2号及び第3項第7号」と、同条第1項中「扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行政職8級職員等が行政職8級職員等及び行政職9級職員等」とあるのは「行政職8级以上職員等が行政職8级以上職員等」と、同項第6号中「行政職8級職員等及び行政職9級職員等」とあるのは「行政職8级以上職員等」と、「が行政職8級職員等」とあるのは「が行政職8级以上職員等」とする。

（委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「のうち、その職務の級が4級である職員で、同項の規定による加算を受けるもの」を削り、「当該加算」を「この規定の適用」に改める。

金沢市職員退職手当支給条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月20日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第51号

金沢市職員退職手当支給条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(金沢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「この条」を「この項及び第3項」に、「「待期日数」を「この項及び第12項において「待期日数」に、「当該退職手当」を「第1号に規定する一般の退職手当等」に、「つき同号」を「つき第2号」に、「退職手当と」を「、退職手当と」に改め、同項第2号中「以下」を「第3項及び第12項において」に改め、同条第2項中「4箇月」を「4月」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項ただし書中「第1項第2号」を「同号」に、「雇用保険法」を「同法」に改め、同条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に、「、第2号」を「、同号」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第7項中「、第2号」を「、同号」に改め、同条第11項中「それぞれ」を削り、「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第1号中「第36条第1項」を「第36条」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者
同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第9条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に、「6箇月」を「6月」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第15条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「第5項又は前項」を「前3項」に改め、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

第16条中「金沢市職員退職手当支給条例」の次に「(昭和28年条例第41号)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(金沢市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 退職職員（退職した金沢市職員退職手当支給条例第1条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第1条の規定による改正後の金沢市職員退職手当支給条例（以下「新退職手当条例」という。）第9条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における金沢市職員退職手当支給条例第6条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

第3条 新退職手当条例第9条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第1条の規定による改正前の金沢市職員退職手当支給条例（以下この条及び附則第5条において「旧退職手当条例」という。）第9条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧退職手当条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新退職手当条例第9条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第4条 新退職手当条例第9条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する金沢市職員退職手当支給条例第9条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第5条 施行日前に旧退職手当条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新退職手当条例第9条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する金沢市職員退職手当支給条例第9条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 第2条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「新企業職員給与条例」という。）第15条第8項（求職活動支援費に係る部分に限る。）の規定は、退職企業職員（退職した企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条に規定する職員をいう。以下この条及び次条において同じ。）であって求職活動に伴い施行日以後に雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為（当該行為に関し、第2条の規定による改正前の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下この条及び附則第8条において「旧企業職員給与条例」という。）第15条第8項に規定する広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧企業職員給与条例第15条第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新企業職員給与条例第15条第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職企業職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第7条 新企業職員給与条例第15条第8項（同条第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者に対する就業促進手当に係る部分に限る。）の規定は、退職企業職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職企業職員であって施行日前に職業に就いたものに対する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第15条第8項に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第8条 施行日前に旧企業職員給与条例第15条第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新企業職員給与条例第15条第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第15条第8項に規定する移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月20日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第52号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第21条の4の2を次のように改める。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第21条の4の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下この項及び第3項において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、

- 第29条の2及び第30条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第30条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第30条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の4の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
 - (2) 第30条の5、第30条の6第1項、第30条の7第1項、第30条の8第1項、附則第6条の2第1項及び附則第6条の2の2第1項の規定の適用については、第30条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の6第1項、第30条の7第1項前段、第30条の8第1項、附則第6条の2第1項及び附則第6条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第31条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の4の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
 - (4) 附則第4条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の4の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（以下この項及び次項において「特例適用配当等」という。）については、第29条の2第3項及び第4項の規定は、適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第30条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この

- 項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第30条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第32条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの)に限り、その時まで提出された第32条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第30条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の4の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第30条の5、第30条の6第1項、第30条の7第1項、第30条の8第1項、附則第6条の2第1項及び附則第6条の2の2第1項の規定の適用については、第30条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の6第1項、第30条の7第1項前段、第30条の8第1項、附則第6条の2第1項及び附則第6条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第30条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第31条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の4の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第4条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の4の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 附則第21条の4の3第1項中「。以下」の次に「この条において」を加え、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第2号中「第30条の7、」を「第30条の7第1項、」に、「第30条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と」を「第30条の6第1項」に改め、同項第3号中「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改め、同条第3項中「次項」を「以下この項及び次項」に、「適用しない」を「、適用しない」に、「第29条の2及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第21条の4の3

第3項」を「附則第21条の4の3第3項後段」に改め、同項第2号中「第30条の7、」を「第30条の7第1項、」に、「及び附則第21条の4の3第3項」を「及び附則第21条の4の3第3項後段」に、「第30条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4の3第3項の規定による市民税の所得割の額」と」を「第30条の6第1項」に、「附則第6条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4の3第3項」を「附則第6条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4の3第3項後段」に改め、「、第30条の8第1項中「第29条の2第4項」とあるのは「附則第21条の4の3第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第21条の4の3第3項」を「附則第21条の4の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第21条の4の3第3項」を「附則第21条の4の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第21条の4の3第3項」を「附則第21条の4の3第3項前段」に改め、「（以下」の次に「この項において」を加え、「。以下」を「。第3項において」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の附則第21条の4の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月20日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第53号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下この項及び第31条第1項第1号において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同

じ。)に規定する特例適用配当等の額」を加え、「第31条に」を「同号に」に、「この条」を「この項及び次項」に改める。

第31条第1項第1号中「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」の次に「、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

金沢市ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月20日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第54号

金沢市ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例

(金沢市ガス供給条例の一部改正)

第1条 金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第28条」に改める。

第1条中「第2条第1項」を「第2条第2項」に、「一般ガス事業(以下「一般ガス事業」を「ガス小売事業(同条第1項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業を除く。以下「一般ガス小売事業」に、「同条第8項」を「同条第5項」に、「大口ガス事業」を「一般ガス導管事業(第3条において「一般ガス導管事業」という。))」に改める。

第3条の見出しを「(一般ガス小売事業の小売供給を行う地域及び一般ガス導管事業の供給区域)」に改め、同条中「一般ガス事業のガス」を「一般ガス小売事業の小売供給を行う地域及び一般ガス導管事業」に改める。

第24条中「一般ガス事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる」を「次の各号のいずれにも該当すると認める」に、「以外の」を「(この条から第27条までを除く。)の供給条件(以下「一般供給条件」という。)と異なる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 一般ガス小売事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すること。
- (2) 一般供給条件によりガスの小売供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないこと。
- (3) 料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (4) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第25条中「特別」を「災害その他特別」に改め、「において、中部経済産業局長の認可を受けたとき」を削り、「この条例以外の」を「企業管理規程で定めるところにより、一般供給条件と異なる」に改める。

第26条第1項中「法第2条第7項に規定する大口供給(以下」を「次の各号のいずれ

にも該当するガスの供給（次項において」に改め、「場合」の次に「においてその供給の相手方と合意したとき」を加え、「この条例以外の」を「一般供給条件と異なる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 一の供給地点について供給を約した年間のガス供給量が、熱量46メガジュールのガスを常温及び常圧で100,000立方メートル以上供給するものに相当する量であること。
- (2) 当該ガスの供給に係る契約において、実際に年間に供給したガスの量が正当な理由なく前号に定める量に達しなかった場合には、使用者が補償料を本市に支払う旨を約していること。
- (3) 第1号のガスの供給を3年以上行っている場合であって、使用者が直近の3年において、連続して実際に供給したガスの量が正当な理由なく同号に定める量に達しなかったものでないこと。

第26条第2項を削り、同条第3項中「次に掲げる要件のすべてに該当する」を「次の各号のいずれにも該当すると認める」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該大口供給の料金の額は、別表第2第3項第2号の基準単位料金（第20条の3の規定により調整単位料金を算定したときは、当該調整単位料金）により算定した額を上限とし、当該大口供給に係る使用者以外の使用者の利益を阻害するおそれがない金額を下限として設定するものとする。

第26条第3項第1号中「一般的な供給条件」を「一般供給条件」に改め、同項第3号中「ガス事業」を「一般ガス小売事業」に改め、同項を同条第2項とする。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

（最終保障供給条件）

第27条 本市は、法第2条第5項に規定する最終保障供給を行う場合は、企業管理規程で定めるところにより、一般供給条件と異なる供給条件によりガスを供給する。

（金沢市液化石油ガス供給条例の一部改正）

第2条 金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第3項」を「第2条第2項」に改め、「簡易ガス事業」を「ガス小売事業（同条第1項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業に限る。以下「簡易ガス小売事業」という。）」に改める。

第3条の見出しを「（簡易ガス小売事業の小売供給を行う地域）」に改め、同条第1項を次のように改める。

本市の簡易ガス小売事業の小売供給を行う地域は、次に掲げる供給地点群（一の団地内にある供給地点の総体をいう。次項において同じ。）とする。

- (1) 金沢湖陽住宅団地供給地点群
- (2) 瑞樹団地供給地点群
- (3) 南森本供給地点群
- (4) 大浦・東蚊爪供給地点群

第3条第2項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改める。

第24条中「簡易ガス事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営

に資すると見込まれる」を「次の各号のいずれにも該当すると認める」に、「以外の」を「（この条から第26条までを除く。）の供給条件（以下「一般供給条件」という。）と異なる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 簡易ガス小売事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すること。
- (2) 一般供給条件によりガスの小売供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないこと。
- (3) 料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (4) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第25条中「特別」を「災害その他特別」に改め、「において、中部経済産業局長の認可を受けたとき」を削り、「この条例以外の」を「企業管理規程で定めるところにより、一般供給条件と異なる」に改める。

第26条第1項中「法第37条の6の2ただし書に規定する特定ガス大口供給（以下）を「次の各号のいずれにも該当するガスの供給（次項において）」に改め、「場合」の次に「においてその供給の相手方と合意したとき」を加え、「この条例以外の」を「一般供給条件と異なる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 一の供給地点について供給を約した年間のガス供給量が、熱量46メガジュールのガスを常温及び常圧で1,000立方メートル以上供給するものに相当する量であること。
- (2) 当該ガスの供給に係る契約において、実際に年間に供給したガスの量が正当な理由なく前号に定める量に達しなかった場合には、使用者が補償料を本市に支払う旨を約していること。

第26条第2項中「次に掲げる要件のすべてに該当する」を「次の各号のいずれにも該当すると認める」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特定ガス大口供給の料金の額は、別表第1第3項第1号イ、第2号イ、第3号イ又は第4号イの基準単位数（第20条の3の規定により調整単位数を算定したときは、当該調整単位数）により算定した額を上限とし、当該特定ガス大口供給に係る使用者以外の使用者の利益を阻害するおそれがない金額を下限として設定するものとする。

第26条第2項第1号中「一般的な供給条件」を「一般供給条件」に改め、同項第3号中「ガス事業」を「簡易ガス小売事業」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（金沢市ガス供給条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の金沢市ガス供給条例第24条又は第26条に規定する供給条件により締結されたガスの供給を受ける契約については、この条例の施行後も、当該契約の変更若しくは解除があった日又は当該契約の契約期間が満了する日までの間は、なお従前の例による。
（金沢市液化石油ガス供給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行前に第2条の規定による改正前の金沢市液化石油ガス供給条例第26条に規定する供給条件により締結されたガスの供給を受ける契約については、この条例の施行後も、当該契約の変更若しくは解除があった日又は当該契約の契約期間が満了する日までの間は、なお従前の例による。

平成28年(2016年)12月20日	印刷	発行人	金 沢 市
平成28年(2016年)12月20日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄